## 二―三　特定猟具使用禁止区域（銃器）

### 百一　茂原カントリー倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

茂原市中善寺七〇〇番一ほか六六六筆及び長生郡長南町坂本三、七二一番一ほか五四五筆の茂原カントリー倶楽部の区域内並びに茂原市綱島四一一番一二、四一一番一五、四一一番一七、四一一番一八、四一二番四及び四一三番四並びに長生郡長南町坂本四、六一一番五の区域

### 百二　東金特定猟具使用禁止区域（銃器）

東金市大豆谷地先の国道一二六号と東金市市道〇一四二号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇一四二号線を北東へ進み県道東金山田台線との交点に至り、同所から県道東金山田台線を北西へ進み同市市道〇一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇三号線を北東へ進み同市市道六〇八二号線との接点に至り、同所から同市市道六〇八二号線を南東へ進み同市市道六〇八一号線との接点に至り、同所から同市市道六〇八一号線を北東へ進み県道東金源線との接点に至り、同所から県道東金源線を南東へ進み同市市道〇二〇三号線との接点に至り、同所から同市市道〇二〇三号線を北西へ進み十文字川右岸との交点に至り、同所から十文字川右岸を南東へ進み同市市道〇二〇五号線との交点に至り、同所から同市市道〇二〇五号線を北東へ進み同市市道二〇六四号線との接点に至り、同所から同市市道二〇六四号線を南東へ進み同市市道〇一四八号線との接点に至り、同所から同市市道〇一四八号線を北東へ進み同市市道〇一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一〇七号線を南東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を南西へ進み同市押堀六六九番一地先の同市押堀と同市台方との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み同市市道四二一〇号線との接点に至り、同所から同市市道四二一〇号線を南東へ進み国道一二八号との交点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み東金九十九里有料道路との接点に至り、同所から東金九十九里有料道路を北西へ進み同市市道四二〇九号線との交点に至り、同所から同市市道四二〇九号線を南西へ進み同市市道四三〇一号線との交点に至り、同所から同市市道四三〇一号線を北西へ進み同市市道四三〇三号線との交点に至り、同所から同市市道四三〇三号線を南西へ進み同市市道四三〇二号線との接点に至り、同所から同市市道四三〇二号線を北西へ進み同市市道五一三三号線との接点に至り、同所から同市市道五一三三号線を北西へ進み同市福俵一番一五地先の東日本旅客鉄道株式会社東金線との接点に至り、同所から東日本旅客鉄道株式会社東金線を北西へ横断し同市台方一、四一七番一四地先の同市市道一一五九号線との接点に至り、同所から同市市道一一五九号線を北西へ進み同市市道五一一七号線との交点に至り、同所から同市市道五一一七号線を北東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百三　鎌数特定猟具使用禁止区域（銃器）

旭市二地先の国道一二六号と県道佐原椿海線との接点を起点とし、同所から県道佐原椿海線を北西へ進み旭市市道一―〇四〇号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇四〇号線を南東へ進み同市市道一―〇〇五号線との接点に至り、同所から同市市道一―〇〇五号線を南西へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百四　上谷・上谷新田特定猟具使用禁止区域（銃器）

東金市上谷地先の東金市市道四三九一号線と県道正気茂原線との接点を起点とし、同所から県道正気茂原線を南西へ進み南白亀川左岸との交点に至り、同所から南白亀川左岸を北西へ進み境川左岸との接点に至り、同所から境川左岸を北へ進み大網白里市市道〇一―〇〇九号線との交点に至り、同所から同市市道〇一―〇〇九号線を北東へ進み同市市道三―〇〇六八号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇〇六八号線を北東へ進み東金市上谷一、〇四一番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市上谷一、〇六二番一地先の農道との交点に至り、同所から同農道を南東へ進み大網白里市市道三―〇〇七二号線との接点に至り、同所から同市市道三―〇〇七二号線を南東へ進み東金市上谷一、二〇〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市上谷一、一九三番地先の薬師堂排水路との交点に至り、同所から薬師堂排水路を南西へ進み同市上谷一、九九七番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道四三七八号線との接点に至り、同所から同市市道四三七八号線を北東へ進み同市市道四三九一号線との接点に至り、同所から同市市道四三九一号線を南東へ進み同市市道四三八六号線との接点に至り、同所から同市市道四三八六号線を北東へ進み同市市道四三八三号線との接点に至り、同所から同市市道四三八三号線を南西へ進み同市市道四三九一号線との交点に至り、同所から同市市道四三九一号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百五　南横川・粟生野特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市南横川地先の大網白里市市道〇一―〇一四号線と小中川右岸との交点を起点とし、同所から小中川右岸を南東へ進み県道正気茂原線との交点に至り、同所から県道正気茂原線を南東へ進み茂原市市道一級二一号線との接点に至り、同所から同市市道一級二一号線を北西へ進み同市市道三級三〇三六号線との交点に至り、同所から同市市道三級三〇三六号線を南西へ進み同市市道二級三八号線との交点に至り、同所から同市市道二級三八号線を北西へ進み大網白里市市道四―〇二〇六号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇二〇六号線を北西へ進み茂原市と大網白里市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道四―〇〇六一号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇〇六一号線を北東へ進み同市市道〇一―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇一三号線を南東へ進み同市市道〇一―〇一四号線との交点に至り、同所から同市市道〇一―〇一四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

### 百六　一宮海岸・一宮川特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡一宮町船頭給地先の長生郡一宮町町道一一七号線と同町町道一一〇三号線との接点を起点とし、同所から同町町道一一〇三号線を南東へ進み同町町道一一五一号線との接点に至り、同所から同町町道一一五一号線を北東へ進み同町町道一一七号線との接点に至り、同所から同町町道一一七号線を北東へ進み同町町道一一〇一五号線との接点に至り、同所から同町町道一一〇一五号線を北東へ進み同町新地と同町船頭給との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み長生郡一宮町と長生村との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南へ進みいすみ市と長生郡一宮町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を北西へ進み同町町道三三一六号線との接点に至り、同所から同町町道三三一六号線を東へ進み同町町道三三一九号線との接点に至り、同所から同町町道三三一九号線を北へ進み同町町道三〇一一号線との接点に至り、同所から同町町道三〇一一号線を北西へ進み同町町道三〇二一五号線との接点に至り、同所から同町町道三〇二一五号線を北へ進み同町町道二〇七五号線との接点に至り、同所から同町町道二〇七五号線を北西へ進み県道一宮停車場線との接点に至り、同所から県道一宮停車場線を西へ進み同町一宮一、九三五番一地先の国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を北西へ進み一宮川右岸との交点に至り、同所から一宮川右岸を北西へ進み同町町道一一三八号線の終点から南西へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北東へ進み一宮川左岸との交点に至り、同所から一宮川左岸を北西へ進み長生郡一宮町と長生村との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から

国道一二八号を南東へ進み長生郡一宮町町道一―七号線との接点に至り、同所から同町町道一―七号線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十　江場土特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市岬町江場土地先の国道一二八号といすみ市市道〇一三七号線との接点を起点とし、同所から同市市道〇一三七号線を北東へ進み同市市道六二九二号線との接点に至り、同所から同市市道六二九二号線を北東へ進み同市市道六二七九号線との接点に至り、同所から同市市道六二七九号線を南東へ進み同市市道〇一三七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三七号線を南東へ進み同市岬町和泉四、三六〇番地先の道路との接点に至り、同所から同市岬町和泉四、三六〇番地先の道路を南西へ進み同市市道六三七二号線との接点に至り、同所から同市市道六三七二号線を南西へ進み同市市道〇一三六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三六号線を南西へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十一　長生村東部・一宮町新地特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長生村鷲地先の長生郡長生村村道一〇七六号線と同村村道一〇三二号線との接点を起点とし、同所から同村村道一〇三二号線を北東へ進み長生郡長生村と長生郡白子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町町道一級一四号線との接点に至り、同所から同町町道一級一四号線を北東へ進み同町町道三二八五号線との接点に至り、同所から同町町道三二八五号線を北東へ進み同町町道三二八四号線との接点に至り、同所から同町町道三二八四号線を南東へ進み同町町道三二八四号線の終点に至り、同所から同町町道三二八四号線を南東へ延長した直線を南東へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から同直線を北西へ進み同村村道一〇五六号線との接点に至り、同所から同村村道一〇五六号線の終点から南東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西へ進み同村村道一〇五六号線との接点に至り、同所から同村村道一〇五六号線を北西へ進み旧一宮川右岸との交点に至り、同所から旧一宮川右岸を南西へ進み中瀬一松幹線排水路との接点に至り、同所から中瀬一松幹線排水路を北西へ進み県道飯岡一宮線との接点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南東へ進み長生郡一宮町町道一〇〇九号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇九号線を北東へ進み同町町道一〇〇九号線の終点に至り、同所から同町町道一〇〇九号線を北東へ延長した直線を北東へ進み一宮川左岸との交点に至り、同所から一宮川左岸を南へ進み同町町道二級七号線との交点に至り、同所から同町町道二級七号線を北西へ進み同町町道一一五一号線との接点に至り、同所から同村村道一一五一号線を南西へ進み同村村道一一八六号線との接点に至り、同所から同村村道一一八六号線を北へ進み同村村道一級一三号線との接点に至り、同所から同村村道一級一三号線を北西へ進み同村村道一一五四号線との接点に至り、同所から同村村道一一五四号線を北東へ進み同村村道一一五二号線との接点に至り、同所から同村村道一一五二号線を南東へ進み同村村道一一四九号線との接点に至り、同所から同村村道一一四九号線を北西へ進み同村村道一一一五号線との接点に至り、同所から同村村道一一一五号線を北東へ進み同村村道二級五号線との接点に至り、同所から同村村道二級五号線を北へ進み同村村道一〇七六号線との接点に至り、同所から同村村道一〇七六号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十二　大原・御宿合特定猟具使用禁止区域（銃器）

夷隅郡御宿町須賀地先の国道一二八号と夷隅郡御宿町町道〇一〇八号線との接点を起点とし、同所から同町町道〇一〇八号線を北西へ進み同町町道〇一〇号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇号線を北西へ進み同町町道〇一〇六号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇六号線を北へ進み県道上布施勝浦線との接点に至り、同所から県道上布施勝浦線を北東へ進み同町町道〇一〇五号線との接点に至り、同所から同町町道〇一〇五号線を南東へ進み県道夷隅御宿線との接点に至り、同所から県道夷隅御宿線を北西へ進みいすみ市市道四五二三号線との接点に至り、同所から同市市道四五二三号線を北東へ進み同市市道四五二三五号線との接点に至り、同所から同市市道四五二三五号線を東へ進み同市市道〇一二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二七号線を南東へ進み同市市道〇一二九号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二九号線を南東へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十三　下総特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市高岡一、七〇二番一地先の県道横芝下総線と県道成田下総線との接点を起点とし、同所から県道成田下総線を北東へ進み成田市市道大和田倉水線との接点に至り、同所から同市市道大和田倉水線を南東へ進み同市市道中里楽満寺線との接点に至り、同所から同市市道中里楽満寺線を南東へ進み同市市道中里名木旧道線との接点に至り、同所から同市市道中里名木旧道線を北東へ進み同市農道二号線との交点に至り、同所から同市農道二号線を北東へ進み同市名木一、一七六番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を東へ進み同市市道名木村中三号線との接点に至り、同所から同市市道名木村中三号線を北東へ進み同市市道名木村中一号線との接点に至り、同所から同市市道名木村中一号線を北東へ進み同市市道高青山旧県道線との接点に至り、同所から同市市道高青山旧県道線を南東へ進み同市市道中里名木旧道線との接点に至り、同所から同市市道中里名木旧道線を東へ進み県道成田下総線との接点に至り、同所から県道成田下総線を南東へ進み同市市道大室一号線との接点に至り、同所から同市市道大室一号線を北西へ進み同市市道大室五号線との接点に至り、同所から同市市道大室五号線を北西へ進み同市市道名古屋高崎線との接点に至り、同所から同市市道名古屋高崎線を北西へ進み同市市道尾羽根一号線との接点に至り、同所から同市市道尾羽根一号線を北東へ進み同市市道尾羽根三号線との接点に至り、同所から同市市道尾羽根三号線を北東へ進み同市市道下門前成井線との接点に至り、同所から同市市道下門前成井線を南東へ進み同市農道四―八号線との接点に至り、同所から同市農道四―八号線を北東へ進み同市市成井九四一番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北東へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十四　栄町矢口特定猟具使用禁止区域（銃器）

印旛郡栄町矢口地先の印旛郡栄町町道二〇〇四号線と国道三五六号との接点を起点とし、同所から国道三五六号を北東へ進み同町町道一三〇九四号線との接点に至り、同所から同町町道一三〇九四号線を南西へ進み同町町道一三〇九四号線の終点に至り、同所から同町町道一三〇九三号線との接点に至り、同所から同町町道一三〇九三号線を南西へ進み同町町道一〇〇四号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇四号線を南西へ進み同町町道二〇〇四号線との接点に至り、同所から同町町道一〇〇四号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十五　栄町須賀特定猟具使用禁止区域（銃器）

印旛郡栄町須賀一、九九七番地三八ほか十一筆の栄町終末処理場の区域内、同町須賀一、九九七番地二七ほか三筆の印西地区衛生組合衛生センターの区域内、同町須賀一、九九七番地三ほか十二筆の水と緑の運動広場の区域内及び同町須賀一、九九七番地二五の旧栄町斎場の区域内

## 百十六　栄町竜角寺特定猟具使用禁止区域（銃器）

印旛郡栄町龍角寺地先の印旛郡栄町道一〇一四号線と同町町道一五〇六一号線との接点を起点とし、同所から同町町道一五〇六一号線を北東へ進み成田ヒルズカントリークラブの区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町町道一五〇一二号線との接点に至り、同所から同市市道六―三七南羽鳥麻生線との接点に至り、同所から同市市道六―三七南羽鳥麻生線を南東へ進み同市市道六―三北羽鳥松崎竜角寺線との接点に至り、同所から同市市道六―三北羽鳥松崎竜角寺線を南西へ進み同市南羽鳥一、六八九番地先の道路を南西へ進み印旛郡栄町町道一五〇六六号線との接点に至り、同所から同町町道一五〇六七号線を南西へ進み同町町道一五〇六八号線との交点に至り、同所から同町町道一五〇六六号線を南西へ進み同町町道一五〇六七号線との接点に至り、同所から同町町道一五〇六八号線を南西へ進み同町町道一〇一四号線との接点に至り、同所から同町町道一〇一四号線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十七　成田ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市大室一二七番地一ほか三八三筆の成田ゴルフ倶楽部の区域内

## 百十八　匝瑳市特定猟具使用禁止区域（銃器）

匝瑳市八日市場イ地先の県道佐原八日市場線と匝瑳市市道一一三号線との接点を起点とし、同所から同市市道一一三号線を北東へ進み県道八日市場山田線との接点に至り、同所から県道八日市場山田線を南西へ進み同市市道一〇〇三号線との接点に至り、同所から同市市道一〇〇三号線を北東へ進み同市市道一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道一〇九号線を北東へ進み同市市道一〇一一七号線との接点に至り、同市市道一〇一一七号線を北東へ進み同市市道九一七七号線との接点に至り、同所から同市市道九一七七号線を南東へ進み国道一二六号との接点に至り、同所から国道一二六号を南西へ進み県道八日市場井戸野旭線との接点に至り、同所から県道八日市場井戸野旭線を南東へ進み同市市道九一五七号線との交点に至り、同所から同市市道九一五七号線を南西へ進み同市市道一〇一八号線との接点に至り、同所から同市市道一〇一八号線を南西へ進み県道八日市場野栄線との接点に至り、同所から県道八日市場野栄線を北西へ進み同市市道一一一八号線との接点に至り、同所から同市市道一一一八号線を北西へ進み同市市道一一六号線との接点に至り、同所から同市市道一一六号線を北東へ進み県道佐原八日市場線との接点に至り、同所から県道佐原八日市場線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百十九　栗山川河口特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町屋形地先の県道横芝上堺線と県道飯岡片貝線との交点を起点とし、同所から県道飯岡片貝線を北東へ進み山武郡横芝光町町道Ｄ二三三三号線との接点に至り、同所から同町町道Ｄ二三三三号線との接点に至り、同所から同町町道Ｄ三三三三号線を北東へ進み同町町道Ｄ二三八号線との接点に至り、同所から同町町道Ｄ二三八号線を北西へ進み同町町道Ｉ―一三号線との接点に至り、同所から同町町道Ｉ―一三号線を北西へ進み幹線北清水一号用水路との交点に至り、同所から幹線北清水一号用水路を北東へ進み栗山川右岸との接点に至り、同所から栗山川右岸を東へ進み県道飯岡片貝線との交点に至り、同所から県道飯岡片貝線を北東へ進み県道横芝停車場白浜線との交点に至り、同所から県道横芝停車場白浜線を南東へ進み同町町道Ｈ―六四号線との接点に至り、同所から同町町道Ｈ―六四号線を南東へ進み同町町道Ｈ―六四号線の終点に至り、同所から同町町道Ｈ―六四号線の終点から南東へ延長した直線を南東へ進み九十九里海岸汀線との交点に至り、同所から九十九里海岸汀線を南西へ進み山武市と山武郡横芝光町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を北東へ進み県道横芝上堺線との接点に至り、同所から県道横芝上堺線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十　グリッサンドゴルフクラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市十余三　三〇番一ほか五四二筆のグリッサンドゴルフクラブの区域内

## 百二十一　平賀特定猟具使用禁止区域（銃器）

印西市平賀地先の印西市市道一―九号線と同市市道一―八号線との接点を起点とし、同所から同市市道一―八号線を南東へ進み同市市道二―一四号線との接点に至り、同所から同市市道二―一四号線を南西へ進み同市市道一―九号線との交点に至り、同所から同市市道一―九号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十二　篠本特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡横芝光町篠本地先の県道八日市場八街線と山武郡横芝光町町道Ｅ〇七七号線との接点を起点とし、同所から同町町道Ｅ〇七七号線を北西へ進み同町町道Ｉ―二六号線との接点に至り、同所から同町町道Ｉ―二六号線を北東へ進み同町町道Ｉ―一七号線との接点に至り、同所から同町町道Ｉ―一七号線を南東へ進み県道八日市場八街線との接点に至り、同所から県道八日市場八街線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十三　求名特定猟具使用禁止区域（銃器）

東金市田間地先の県道緑海東金線と国道一二六号との交点を起点とし、同所から国道一二六号を北東へ進み東金市と山武市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み東金市市道二一〇三号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇三号線を南東へ進み同市市道〇二〇七号線との接点に至り、同所から同市市道〇二〇七号線を南西へ進み同市市道二一九八号線との接点に至り、同所から同市市道二一九八号線を南東へ進み県道緑海東金線との接点に至り、同所から県道緑海東金線を南西へ進み同市市道三〇三五号線との接点に至り、同所から同市市道三〇三五号線を南西へ進み同市市道〇一二二号線との接点に至り、同所から同市市道〇一二二号線を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十四　真亀特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡九十九里町真亀地先の海岸汀線と真亀川河口右岸との接点を起点とし、同所から真亀川河口右岸を北西へ進み蛭川右岸との接点に至り、同所から蛭川右岸を北西へ進み東金市と山武郡九十九里町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み真亀川右岸との接点に至り、同所から真亀川右岸を南東へ進み同町町道二―一号線との交点に至り、同所から同町町道二―一号線を北東へ進み同町町道一〇二一号線との交点に至り、同所から同町町道一〇二一号線を北西へ進

み県道東金豊海線との接点に至り、同所から県道東金豊海線を南東へ進み県道一宮片貝線との交点に至り、同所から県道一宮片貝線を北東へ進み同町町道二〇五〇号線との接点に至り、同所から同町町道二〇五〇号線を南東へ進み同町町道二一〇九号線との接点に至り、同所から同町町道二一〇九号線を南西へ進み同町町道一一二号線との接点に至り、同所から同町町道一一四号線との交点に至り、同所から同町町道一一四号線を南西へ進み県道東金豊海線との接点に至り、同所から県道東金豊海線を南東へ進み同町町道一〇八四号線との接点に至り、同所から同町町道一〇八四号線を南東へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を南西へ進み真亀川河口左岸との接点に至る線及び同所と起点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

## 百二十五　白子町東部特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡白子町幸治地先の長生郡長生村と長生郡白子町との境界線と同町町道三〇八六号線との接点を起点とし、同所から同町町道三〇八六号線を北東へ進み同町町道三二八九号線との接点に至り、同所から同町町道三二八九号線を南東へ進み同町町道三〇八〇号線との接点に至り、同所から同町町道三〇八〇号線を北東へ進み県道茂原白子線との接点に至り、同所から県道茂原白子線を北西へ進み県道一宮片貝線との交点に至り、同所から県道一宮片貝線を北東へ進み同町町道三〇〇一号線との交点に至り、同所から同町町道三〇〇一号線を北東へ進み同町町道三〇〇一号線の終点に至り、同所から同町町道三〇〇一号線を南東へ延長した直線を南東へ進み県道飯岡一宮線との交点に至り、同所から県道飯岡一宮線を南西へ進み同町町道三〇五三号線との接点に至り、同所から同町町道三〇五三号線を南東へ進み同町町道三〇五三号線の終点に至り、同所から同町町道三〇五三号線を南東へ延長した直線を南東へ進み海岸汀線との交点に至り、同所から海岸汀線を南西へ進み同町町道三二八四号線の終点から南東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西へ進み同町町道三二八四号線との接点に至り、同所から同町町道三二八四号線を北西へ進み同町町道三二八五号線との接点に至り、同所から同町町道三二八五号線を北西へ進み同町町道一一四号線との接点に至り、同所から同町町道一一四号線を南東へ進み長生郡長生村と長生郡白子町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十六　白子町浜宿・剃金特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市四天木地先の大網白里市市道六―〇二三三号線と県道飯岡一宮線との接点を起点とし、県道飯岡一宮線を南西へ進み長生郡白子町町道三〇〇一号線の終点から南東へ延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西へ進み同町町道三〇〇一号線との接点に至り、同所から同町町道三〇〇一号線を北西へ進み県道一宮片貝線との交点に至り、同所から県道一宮片貝線を北へ進み同町町道一一三九号線との接点に至り、同所から同町町道一一三九号線を南東へ進み同町町道一一九号線との交点に至り、同所から同町町道一一九号線を北東へ進み同町町道一一二一号線との交点に至り、同所から同町町道一一二一号線を北東へ進み同町町道一一四号線との接点に至り、同所から同町町道一一四号線を北へ進み大網白里市市道六―〇二三三号線との接点に至り、同所から同市市道六―〇二三三号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十七　富津市大貫特定猟具使用禁止区域（銃器）

富津市八田沼地先の富津市市道二一一二号線と同市市道二二二号線との接点を起点とし、同所から同市市道二二二号線を南東へ進み同市市道二〇八三号線との接点に至り、同所から同市市道二〇八三号線を南西へ進み同市市道二二一七号線との接点に至り、同所から同市市道二二一七号線を北西へ進み同市市道一二〇号線との接点に至り、同所から同市市道一二〇号線を南西へ進み同市市道二一〇五号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇五号線を北西へ進み同市市道二一〇九九号線との交点に至り、同所から同市市道二〇九九号線を北西へ進み同市市道二一〇八号線との接点に至り、同所から同市市道二一〇八号線を南東へ進み同市市道二一一二号線との接点に至り、同所から同市市道二一一二号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十八　袖ケ浦市久保田・蔵波特定猟具使用禁止区域（銃器）

袖ケ浦市代宿地先の袖ケ浦市市道代宿神納線と同市市道笠上代宿線との交点を起点とし、同所から同市市道笠上代宿線を南東へ進み市原市市道〇一一一号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一一号線を南東へ進み県道千葉鴨川線との接点に至り、同所から県道千葉鴨川線を南西へ進み市原市と袖ケ浦市との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同市市道蔵波兎谷線との接点に至り、同所から同市市道蔵波兎谷線を北西へ進み同市市道代宿横田線との交点に至り、同所から同市市道代宿横田線を南西へ進み同市市道蔵波三六号線との接点に至り、同所から同市市道蔵波三六号線を南西へ進み同市市道飯富上泉線との接点に至り、同所から同市市道飯富上泉線を南西へ進み県道長浦上総線との交点に至り、同所から県道長浦上総線を北西へ進み同市市道野田三号線との接点に至り、同所から同市市道野田三号線を北西へ進み同市野田四三九番三地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市野田三五六番一地先の県道長浦上総線との接点に至り、同所から県道長浦上総線を北西へ進み同市市道蔵波鎌倉街道線との交点に至り、同所から同市市道蔵波鎌倉街道線を南西へ進み同市市道代宿神納線との交点に至り、同所から同市市道代宿神納線を北東へ進み同市市道久保田坂ノ下線との交点に至り、同所から同市市道久保田坂ノ下線を北西へ進み県道袖ケ浦姉崎停車場線との接点に至り、同所から県道袖ケ浦姉崎停車場線を北東へ進み同市市道久保田六号線との接点に至り、同所から同市市道久保田六号線を南東へ進み同市市道代宿神納線との接点に至り、同所から同市市道代宿神納線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百二十九　茂原市千沢・南吉田特定猟具使用禁止区域（銃器）

茂原市粟生野地先の茂原市市道一級二四号線と同市市道一級一八号線との接点を起点とし、同所から同市市道一級一八号線を南東へ進み県道正気茂原線との接点に至り、同所から県道正気茂原線を南東へ進み同市市道三級三一〇六号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一〇六号線を南西へ進み同市市道三級三一〇八号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一〇八号線を南西へ進み県道茂原白子線との接点に至り、同所から県道茂原白子線を北西へ進み同市市道三級三一七四号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一七四号線を南西へ進み同市市道三級三一八〇号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一八〇号線を南西へ進み同市千町三、〇九三番三地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市市道三級三一〇九号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一〇九号線を南西へ進み長生郡白子町町道二〇六二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇六二号線を南西へ進み同町町道一〇九号線との接点に至り、同所から同町町道一〇九号線を南東へ進み新川左岸との交点に至り、同所から新川左岸を南西へ進み同町町道二〇七二号線との接点に至り、同所から同町町道二〇七二号線を南西へ進み同町福島一、七九九番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北西へ進み茂原市市道二級三二号線との接点に至り、同所から同市市道二級三二号線を北東へ進み同市市道三級六〇六七号線との接点に至り、同所から同市市道三級六〇六七号線を北西へ進み同市市道三級六〇六三号線との接点に至り、同所から同市市道三級六〇六三号線を北西へ進み同市市道三級三一六九号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一六九号線を北西へ進み同市市道三級三一六七号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一七一号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一七一号線を北東へ進み同市市道三級三一六七号線を北東へ進み同市市道三級三一六七号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一七一号線を南東へ進み同市

市道三級三一七二号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一七二号線を北東へ進み県道茂原白子線との接点に至り、同所から県道茂原白子線を南西へ進み同市市道二級三一五四号線との接点に至り、同所から同市市道二級三一五四号線を北東へ進み赤目川右岸との接点に至り、同所から赤目川右岸を北東へ進み同市市道一級二四号線との交点に至り、同所から同市市道一級二四号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百三十　睦沢町土睦・一宮町細田 特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡睦沢町寺崎地先の長生郡睦沢町町道一級下之郷寺崎線と県道茂原東隅線との接点を起点とし、同所から県道茂原東隅線を南東へ進み県道南総一宮線との接点に至り、同所から県道南総一宮線を南東へ進み長生郡一宮町町道二二八七号線との接点に至り、同所から同町町道二二八七号線を北へ進み同町町道二二七七号線との接点に至り、同所から同町町道二二七八号線を南へ進み同町町道二二八五号線との交点に至り、同所から同町町道二二八五号線を東へ進み同町町道二二七七号線との接点に至り、同所から同町町道二二七七号線を南東へ進み同町町道二二七二号線との接点に至り、同所から同町町道二二七二号線を東へ進み同町町道二二六四号線との接点に至り、同所から同町町道二二六四号線を北西へ進み同町町道二二六八号線との接点に至り、同所から同町町道二二六八号線を南東へ進み同町町道二二九八二二四三号線との接点に至り、同所から同町町道二二四三号線を南へ進み県道南総一宮線との接点に至り、同所から県道南総一宮線を北東へ進み同町町道二二九八号線との接点に至り、同所から同町町道二二九八号線を南へ進み同町町道一三三〇号線との接点に至り、同所から同町町道一三三〇号線を南東へ進み同町町道一三三三三号線との接点に至り、同所から同町町道一三三三三号線を南西へ進み同町町道一一二号線との接点に至り、同所から同町町道一一二号線を北西へ進み同町町道一六九二号線を西へ進み四五八号線との接点に至り、同所から同町町道四五八号線を北西へ進み長生郡睦沢町町道一六九二号線との接点に至り、同所から同町町道一六九二号線を西へ進み同町町道四九〇号線との接点に至り、同所から同町町道四九〇号線を南へ進み同町町道四七九号線との接点に至り、同所から同町町道四七九号線を南へ進み同町町道四七八号線との接点に至り、同所から同町町道四七八号線を西へ進み同町町道一級下之郷野中線との接点に至り、同所から同町町道一級下之郷野中線を南へ進み同町町道二級下宿根方線との接点に至り、同所から同町町道二級下宿根方線を北西へ進み県道南総一宮線との接点に至り、同所から県道南総一宮線を南西へ進み同町町道一〇六号線との接点に至り、同所から同町町道一〇六号線を北西へ進み同町町道一一一号線との接点に至り、同所から同町町道一一一号線を南西へ進み同町町道一級下之郷寺崎線との接点に至り、同所から同町町道一級下之郷寺崎線を北へ進み同町町道一六一号線との接点に至り、同所から同町町道一六一号線を北西へ進み同町町道一七五九号線との接点に至り、同所から同町町道一七五九号線を北東へ進み同町町道一七六一号線との接点に至り、同所から同町町道一七六一号線を北西へ進み同町町道一級下之郷寺崎線との接点に至り、同所から同町町道一級下之郷寺崎線を北西へ進み同町町道一級上市場関戸線との接点に至り、同所から同町町道一級上市場関戸線を西へ進み同町町道一三四号線との交点に至り、同所から同町町道一三四号線を北東へ進み同町町道一三五号線との接点に至り、同所から同町町道一三五号線を南東へ進み同町町道一四七号線との接点に至り、同所から同町町道一四七号線を北東へ進み同町町道一九三号線との接点に至り、同所から同町町道一九三号線を北西へ進み同町町道二四〇号線との接点に至り、同所から同町町道二四〇号線を北東へ進み茂原市市道三級九一四三号線との接点に至り、同所から同市市道三級九一四三号線を北東へ進み同市猿袋一、一二〇番地先の里道との接点に至り、同所から同里道を東へ進み一宮川右岸堤防法尻との接点に至り、同所から一宮川右岸堤防法尻を南東へ進み県道茂原夷隅線との交点に至り、同所から県道茂原夷隅線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百三十一　長南町長南工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

長生郡長南町美原台地先の長生郡長南町町道三級四三一〇号線と同町町道三級四三七二号線との接点を起点とし、同所から同町町道三級四三七二号線を北西へ進み同町町道三級四三七二号線が南東方向へ曲がる屈折点に至り、同所から山林斜面を北西へ進み同町小沢一、一六一番と同町小沢一、一六六番三との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東へ進み同町町道一級一三号線との接点に至り、同所から同町町道一級一三号線を南東へ進み長南工業団地汚水処理場の区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み長生郡長南町立美原台公園の区域の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東へ進み同町町道三級四三一〇号線との接点に至り、同所から同町町道三級四三一〇号線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百三十三　山武特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武市埴谷地先の県道千葉八街横芝線と県道横芝山武線との接点を起点とし、同所から県道横芝山武線を南西へ進み県道成東酒々井線との接点に至り、同所から県道成東酒々井線を南へ進み山武市市道〇〇—一〇〇九号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇—一〇〇九号線を南西へ進み同市市道〇七—〇四三七号線との接点に至り、同所から同市市道〇七—〇四三七号線を北西へ進み同市市道〇七—〇三一二号線との接点に至り、同所から同市市道〇七—〇三一三号線との接点に至り、同所から同市市道〇七—〇三一三号線を北西へ進み同市市道〇七—〇三一二号線との接点に至り、同所から同市市道〇七—〇三一二号線を北西へ進み県道日向停車場極楽寺線との接点に至り、同所から同市市道〇七—〇三一二号線を北西へ進み同市市道〇〇—二〇二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇—二〇二〇号線を北へ進み同市市道〇〇—二〇一八号線を北東へ進み同市市道〇〇—二〇一八号線を北東へ進み同市市道〇〇—一〇〇七号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇—一〇〇七号線を南東へ進み県道成東酒々井線との接点に至り、同所から県道成東酒々井線を北へ進み八街市と山武市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み県道千葉八街横芝線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百三十四　東京国際空港ゴルフ倶楽部特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取郡多古町水戸地先の香取郡多古町町道〇一一八号線と県道横芝下総線との接点を起点とし、同所から県道横芝下総線を南東へ進み同町町道二二〇〇号線との接点に至り、同所から同町町道二二〇〇号線を南西へ進み同町町道二二〇二号線との接点に至り、同所から同町町道二二〇二号線を南西へ進み同町水戸七一四番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同町水戸七八六番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同町島一、六四七番一地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同町船越二、八一九番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南東へ進み同町町道一三四〇号線との接点に至り、同所から同町町道一三四〇号線を南西へ進み同町町道一二四〇号線との交点に至り、同所から同町町道一二四〇号線を南東へ進み同町町道一三六号線との交点に至り、同所から同町町道一二三六号線を南東へ進み県道横芝下総線との接点に至り、同所から県道横芝下総線を南西へ進み同町町道一二五〇号線との接点に至り、同所から同町町道一二五〇号線を南西へ進み同町町道一二四九号線との接点に至り、同所から同町町道一二四九号線を北西へ進み同町町道一二四七号線との接点に至り、同所から同町町道一二四七号線を南西へ進み同町牛尾一七五番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を南西へ進み同町牛尾一〇〇番地先の道路との接点に至り、同所から同町牛尾一〇〇番地先の道路を南西へ進み同町牛尾一〇二番地先の赤道との接点に至り、同所から同赤道を北西へ進み山武郡芝山町町道一Ｂ１—〇一三二号線との接点に至り、同所から同町町道一Ｂ１—〇一三二号線を北西へ進み香取郡多古町町道〇一一八号線との接点に至り、同所から同町町道〇一一八号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百三十五　成田特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市三里塚地先の県道八街三里塚線と県道八日市場佐倉線との接点を起点とし、同所から県道八日市場佐倉線を南西へ進み成田市と富里市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東へ進み成田市本三里塚二四三番六七の境界線との接点に至り、同所から同所と成田市市道七―二七四三里塚九号線の終点とを結んだ直線を北西へ進み同市市道七―三五本三里塚線との接点に至り、同所から同市市道七―三五本三里塚線を北西へ進み同市市道七―六八新駒井野一号線との接点に至り、同所から同市市道七―六八新駒井野一号線を北西へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田小見川鹿島港線との接点に至り、同所から県道成田小見川鹿島港線を北西へ進み同市市道七―二八六小菅小家ノ台法華塚線を北へ進み同市市道七―二八五小菅溝川小家ノ台線との接点に至り、同所から同市市道七―二八四十余三小菅線との接点に至り、同所から同市市道七―二八四　十余三小菅線を北東へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を北東へ進み同市市道二三―一〇六二桜田四号線との接点に至り、同所から同市市道二三―一〇五九桜田一号線を北西へ進み学校法人日米学園日本自動車大学校の敷地の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み同市市道二三―一〇五七前原高江線との接点に至り、同所から同市市道二三―一〇五七前原高江線を南東へ進み同市市道二三―一〇六二桜田四号線との接点に至り、同所から同市市道二三―一〇六二桜田四号線を北東へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を北東へ進み県道佐原多古線との接点に至り、同所から県道佐原多古線を南西へ進み成田市と香取郡多古町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を南西へ進み香取郡多古町町道多古二〇二六号線の終点から北西へ延長した直線との接点に至り、同所から同直線を南東へ進み同町町道多古二〇一五号線との接点に至り、同所から同町町道多古二〇一五号線を南西へ進み同町町道多古二〇二七号線との接点に至り、同所から同町町道多古二〇二七号線を南西へ進み成田市市道二一―一一一谷三倉羊舎前線との接点に至り、同所から同市市道二一―一一一谷三倉羊舎前線を南西へ進み県道横芝下総線との交点に至り、同所から県道横芝下総線を南東へ進み香取郡多古町町道一鍬田・大ヨロ線との接点に至り、同所から同町町道一鍬田・大ヨロ線を南西へ進み山武郡芝山町町道〇一―〇〇一号線との接点に至り、同所から同町町道〇一―〇〇一号線を南西へ進み同町町道〇一―〇〇二号線との交点に至り、同所から同町町道〇一―〇〇二号線を南西へ進み同町町道四Ｂ―〇〇三五号線との接点に至り、同所から県道大里小池線との接点に至り、同所から県道大里小池線を南東へ進み国道二九六号との交点に至り、同所から国道二九六号を南西へ進み同町町道〇二―〇二六号線との交点に至り、同所から同町町道〇二―〇二六号線を北西へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を南東へ進み成田市と山武郡芝山町との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西へ進み成田市市道七―一七南三里塚長原川津場線との接点に至り、同所から同市市道七―一七南三里塚長原川津場線を北東へ進み県道成田松尾線との接点に至り、同所から県道成田松尾線を北西へ進み同市市道七―一五八本城小牧二号線との接点に至り、同所から同市市道七―一五八本城小牧二号線を南西へ進み同市市道七―一八南三里塚長原割余線との接点に至り、同所から同市市道七―一八南三里塚長原割余線を南西へ進み同市市道七―一三〇本城小牧一号線との接点に至り、同所から同市市道七―一三〇本城小牧一号線を北西へ進み県道八街三里塚線との接点に至り、同所から県道八街三里塚線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百三十六　国分寺台特定猟具使用禁止区域（銃器）

市原市郡本一丁目地先の国道二九七号と県道五井本納線との交点を起点とし、同所から国道二九七号を南西へ進み県道五井山倉線との接点に至り、同所から県道五井山倉線を北西へ進み同市市道二五二号線との交点に至り、同所から同市市道二五二号線を北東へ進み同市市道二九五〇号線との接点に至り、同所から同市市道二九五〇号線を南東へ進み同市市道二四九五号線との接点に至り、同所から同市市道二四九五号線を北東へ進み同市市道二四八五号線との接点に至り、同所から同市市道二四八五号線を北へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百三十七　柳戸特定猟具使用禁止区域（銃器）

柏市泉地先の柏市市道〇一一五三号線と同市市道九〇三四九号線との接点を起点とし、同所から同市市道九〇三四九号線を南西へ進み同市市道九〇三九八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三九八号線を南東へ進み同市市道九〇四七八号線との接点に至り、同所から同市市道九〇四七八号線を南東へ進み同市泉一、一六一番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家グランド北西側管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家グランド北西側管理用道路を北東へ進み同市市道九〇三五〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三五〇号線を東へ進み同市泉一、二四〇番一地先の千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路との接点に至り、同所から千葉県立手賀の丘少年自然の家管理用道路を南東へ進み同市市道九〇五八九号線との接点に至り、同所から同市市道九〇五八九号線を南へ進み同市市道〇一一五六号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五六号線を南へ進み県道柏印西線との接点に至り、同所から県道柏印西線を西へ進み同市市道九〇六三〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六三〇号線を北西へ進み同市市道九〇六二六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇六二六号線を北東へ進み同市市道九〇五六〇号線との接点に至り、同所から同市市道九〇五六〇号線を北西へ進み同市市道九〇三五六号線との接点に至り、同所から同市市道九〇三五六号線を北へ進み同市市道〇一一四四号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一四四号線を東へ進み同市市道〇一一五三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一一五三号線を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百四十　大栄工業団地特定猟具使用禁止区域（銃器）

成田市吉岡地先の国道五一号と成田市市道三三―一〇八二吉岡六号線との接点を起点とし、同所から同市市道三三―一〇八二吉岡六号線を北西へ進み同市市道三三―一〇〇三吉岡二号線との接点に至り、同所から同市市道三三―一〇〇三吉岡二号線を南西へ進み成田市吉岡字久茂富七〇九番一一地先の成田市管理道路との接点に至り、同所から同管理道路を北へ進み同市市道三三―一〇〇四吉岡四号線との接点に至り、同所から同市市道三三―一〇〇四吉岡四号線を南へ進み国道五一号との接点に至り、同所から国道五一号を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百四十一　佐原カントリークラブ特定猟具使用禁止区域（銃器）

香取市多田字向台八九番ほか三八三筆の佐原カントリークラブ区域内

## 百四十二　松尾町五反田・祝田・高萩特定猟具使用禁止区域（銃器）

県道松尾運沼線（芝山はにわ道）と山武市市道一〇―〇二五九号線との接点を起点とし、同市市道一〇―〇二五九号線を南西へ進み同市市道〇〇―二〇三六号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―二〇三六号線を南東へ進み同市市道〇〇―一〇二〇号線との交点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二〇号線を南西へ

進み同市市道一一―〇二三五号線との接点に至り、同所から同市市道一一―〇二三五号線を南東へ進み同市市道一一―〇二三六号線との接点に至り、同所から同市市道一一―〇二三六号線を南西へ進み同市市道一一―〇二三七号線の終点に至り、同所から同市市道一一―〇二三七号線の終点とを結んだ直線を南西へ進み同市市道一一―〇二三七号線を北西へ進み同市市道〇〇―一〇二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇二〇号線を南西へ進み県道松尾蓮沼線との交点に至り、同所から県道松尾蓮沼線を北西へ進み同市市道一〇―〇二三〇号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇二三〇号線を北東へ進み同市市道一〇―〇二三七号線との接点に至り、同所から同市市道一〇―〇二三七号線を北へ進み同市市道〇〇―一〇一七号線との接点に至り、同所から同市市道〇〇―一〇一七号線を北東へ進み県道松尾蓮沼線（芝山はにわ道）との接点に至り、同所から県道松尾蓮沼線（芝山はにわ道）を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百四十三　西野特定猟具使用禁止区域（銃器）

山武郡九十九里町西野地先の県道東金豊海線と山武郡九十九里町町道二―四号線との交点を起点とし、同所から同町町道二―四号線を南西へ進み東金市市道〇一四〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一四〇号線を南西へ進み同市市道四四九一号線との接点に至り、同所から同市市道四四九一号線を北西へ進み同市市道〇一三七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一三七号線を北東へ進み真亀川左岸に至り、同所から真亀川左岸を北西へ進み東金市幸田字房野一八番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北東へ進み同市市道四二九六号線との接点に至り、同所から同市市道四二九六号線を北東へ進み県道東金豊海線との接点に至り、同所から県道東金豊海線を南東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百四十四　茂原市清水特定猟具使用禁止区域（銃器）

茂原市粟生野地先の県道正気茂原線と茂原市市道一級二二号線との接点を起点とし、同所から同市市道一級二二号線を南東へ進み南白亀川左岸との交点に至り、同所から南白亀川左岸を北へ進み茂原市と大網白里市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東へ進み大網白里市市道〇一―〇二〇号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇二〇号線を南東へ進み同市市道〇一―〇一八号線との交点に至り、同所から同市市道〇一―〇一八号線を南西へ進み茂原市市道二級三〇八六号線との接点に至り、同所から同市市道三級三〇八六号線を南へ進み長生郡白子町町道一級五号線との接点に至り、同所から同町町道一級五号線を南へ進み同町町道一級三号線との交点に至り、同所から同町町道一級三号線を西へ進み茂原市市道三級三〇八八号線との接点に至り、同所から同市市道三級三〇八八号線を西へ進み長生郡白子町町道一級一〇号線との接点に至り、同所から同町町道一級一〇号線を西へ進み県道正気茂原線との接点に至り、同所から県道正気茂原線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百四十五　長生郡市広域特定猟具使用禁止区域（銃器）

大網白里市永田地先の大網白里市市道〇一―〇二七号線と同市都市計画道路三・四・四号永田養安寺線を南東へ進み同市市道〇一―〇一三号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇一三号線を南東へ進み同市市道四―〇〇六一号線との接点に至り、同所から同市市道四―〇〇六一号線を南西へ進み茂原市市道三級三〇〇二号線との接点に至り、同所から同市市道三級三〇〇二号線を南西へ進み同市市道二級三二四一号線との接点に至り、同所から同市市道二級三二四一号線を南西へ進み県道茂原白子線との接点に至り、同所から県道茂原白子線を北西へ進み同市市道二級三三号線との接点に至り、同所から同市市道二級三三号線を南西へ進み同市市道三級二一二六号線との交点に至り、同所から同市市道三級二一二六号線を南東へ進み同市市道一級二七号線との接点に至り、同所から同市市道一級二七号線を南東へ進み同市市道三級六〇一七号線との接点に至り、同所から同市市道三級六〇一七号線を南東へ進み同市市道一級二七号線を南へ進み同市市道三級三二四四号線との接点に至り、同所から同市市道三級三二四四号線を北東へ進み同市市道三級二一二九号線を南東へ進み同市市道三級三二四六号線との接点に至り、同所から同市市道三級三二四六号線を北東へ進み同市市道三級三一四七号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一四七号線を南東へ進み同市市道一級二八号線との接点に至り、同所から同市市道一級二八号線を南東へ進み同市市道三級六〇一〇号線との接点に至り、同所から同市市道三級六〇一〇号線を北東へ進み同市市道三級三一六一号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一六一号線を南東へ進み同市市道三級三一六三号線との接点に至り、同所から同市市道三級三一六三号線を南西へ進み同市市道二級三一六九号線との接点に至り、同所から同市市道二級三一六九号線を北西へ進み同市市道一級一九号線との接点に至り、同所から同市市道一級一九号線を北西へ進み同市市道二級三一六九号線を南東へ進み同市市道三級六〇六三号線との接点に至り、同所から同市市道三級六〇六三号線を南東へ進み同市市道三級六〇六七号線との接点に至り、同所から同市市道三級六〇六七号線を南東

り、同所から同村村道三三〇四号線を南東へ進み同村村道三三一三号線との接点に至り、同所から同村村道三三一三号線を南西へ進み同村村道三三一一号線との接点に至り、同所から同村村道三三一一号線を南西へ進み県道茂原夷隅線との接点に至り、同所から県道茂原夷隅線を南東へ進み一宮川左岸との交点に至り、同所から一宮川左岸を北西へ進み同村七井土一、三五五番四地先の同村村道三三五四号線との接点に至り、同所から同村村道三三五四号線を南東へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を北西へ進み茂原市市道一級九号線との接点に至り、同所から同市市道一級九号線を南西へ進み同市市道三級九一二七号線との接点に至り、同所から同市市道三級九一二七号線を南東へ進み同市市道三級九一三一号線との接点に至り、同所から同市市道三級九一三一号線を北西へ進み同市市道一級一号線との接点に至り、同所から同市市道一級一号線を北へ進み同市市道一級八号線との交点に至り、同所から同市市道一級八号線を西へ進み同市市道一級一一号線との接点に至り、同所から同市市道一級一一号線を西へ進み同市市道三級八〇一四号線との接点に至り、同所から同市市道三級八〇一四号線を北へ進み同市市道三級八〇一二号線との接点に至り、同所から同市市道三級八〇一二号線を西へ進み同市市道三級八〇一九号線との接点に至り、同所から同市市道三級八〇一九号線を北へ進み同市市道二級一一号線との接点に至り、同所から国道四〇九号を北東へ進み県道茂原環状線との接点に至り、同所から県道茂原環状線を北西へ進み同市市道一級一二号線との接点に至り、同所から同市市道一級一二号線を西へ進み茂原市と長生郡長柄町との境界線との接点に至り、同所から同境界線を北西へ進み県道千葉茂原線との交点に至り、同所から県道千葉茂原線を南東へ進み同市市道一級一四号線との接点に至り、同所から同市市道一級一四号線を北東へ進み同市市道一級一五号線との接点に至り、同所から同市市道一級一五号線を北東へ進み同市市道三級一〇五七号線との接点に至り、同所から同市市道三級一〇五七号線を北西へ進み同市市道三級一〇五六号線との接点に至り、同所から同市市道三級一〇五六号線を南東へ進み県道五井本納線との接点に至り、同所から県道五井本納線を南東へ進み国道一二八号との接点に至り、同所から国道一二八号を北東へ進み県道本納停車場線との接点に至り、同所から県道本納停車場線を北東へ進み同市市道一級三二号線との接点に至り、同所から同市市道一級三二号線を北西へ進み大網白里市市道〇一―〇二七号線との接点に至り、同所から同市市道〇一―〇二七号線を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百四十六　高田堰特定猟具使用禁止区域（銃器）

いすみ市高谷地先のいすみ市市道大一三七七号線と同市市道大〇一一四号線とで囲まれた区域

## 百四十七　千倉・白浜海岸特定猟具使用禁止区域（銃器）

南房総市白浜町滝口地先の南房総市市道白浜四号線と長尾川左岸との交点を起点とし、同所から同市市道白浜四号線を南東へ進み同市市道白浜一〇七号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇七号線を北へ進み同市白浜町滝口字外南望七、四三三番一地先の農道との接点に至り、同所から同農道を北へ進み同市白浜町白浜字大原登道一四、二六〇番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜字大原登道一四、二六七番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜字西打出一、一八三番地先の農道との接点に至り、同所から同農道を南東へ進み同市白浜町白浜字鴨田横手四、三一九番一地先の里道との接点に至り、同所から同里道を北東へ進み林道畑二号線との接点に至り、同所から林道畑二号線を南東へ進み同市市道白浜一〇二号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇二号線を南へ進み同市市道一丁目松ノ木一号線との接点に至り、同所から同市市道一丁目松ノ木一号線を東へ進み南房総市塩浦土地改良区内農道七号線との接点に至り、同所から南房総市塩浦土地改良区内農道七号線を北東へ進み南房総市塩浦土地改良区内農道五号線との接点に至り、同所から南房総市塩浦土地改良区内農道五号線を北へ進み同市白浜町白浜字小滝横手六、四九七番一地先の農地と山林との境界線に至り、同所から同境界線を東へ進み同市市道乙浜二〇号線との接点に至り、同所から同市市道乙浜二〇号線を南東へ進み同市市道白浜一〇一号線との接点に至り、同所から同市市道白浜一〇一号線を東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み同市市道川口八号線との接点に至り、同所から同市市道川口八号線を北西へ進み同市市道川口二号線との接点に至り、同所から同市市道川口二号線を西へ進み同市市道忽戸一八号線との接点に至り、同所から同市市道忽戸一八号線を北東へ進み同市市道千倉一二五号線との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み県道館山千倉線との接点に至り、同所から県道館山千倉線を北西へ進み同市市道千倉七号線との接点に至り、同所から同市市道千倉七号線を東へ進み県道千倉停車場線との接点に至り、同所から県道千倉停車場線を南西へ進み同市市道千倉二号線との接点に至り、同所から同市市道千倉二号線を東へ進み国道四一〇号との接点に至り、同所から国道四一〇号を北東へ進み瀬戸川右岸との交点に至り、同所から瀬戸川右岸を南東へ進み海岸汀線との接点に至り、同所から海岸汀線を南西へ進み長尾川河口左岸との接点に至り、同所から長尾川河口左岸を北東へ進み起点に至る線で囲まれた区域

## 百四十八　かずさアカデミアパーク特定猟具使用禁止区域（銃器）

君津市大井地先の県道君津鴨川線と君津市市道大井・小糸大谷線との接点を起点とし、同所から同市市道大井・小糸大谷線を北東へ進み木更津市市道七八六九号線との接点に至り、同所から同市市道七八六九号線を北西へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を南東へ進み同市市道七八六八号線との接点に至り、同所から同市市道七八六八号線を北東へ進み県道木更津末吉線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を北西へ進み同市市道七八六六号線との接点に至り、同所から同市市道七八六六号線を北西へ進み同市市道七四六七号線との接点に至り、同所から同市市道七四六七号線を北へ進み同市市道七四七四号線との接点に至り、同所から同市市道七四七四号線を南東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を北東へ進み袖ケ浦市市道〇二二八号線との接点に至り、同所から同市市道〇二二八号線を東へ進み木更津市市道八〇五〇号線との接点に至り、同所から同市市道八〇五〇号線を南東へ進み同市市道二五二号線との接点に至り、同所から同市市道二五二号線を北東へ進み同市下郡地先の東京電力送電線下との交点に至り、同所から東京電力送電線下を南西へ進み同市下郡字東久野ケ原二、四六五番一地先の生活道路との交点に至り、同所から同生活道路を西へ進み同市市道八〇九七号線との接点に至り、同所から同市市道八〇九七号線を南西へ進み同市市道八〇九六号線との接点に至り、同所から同市市道八〇九六号線を北西へ進み同市市道七八六七号線との接点に至り、同所から同市市道七八六七号線を西へ進み県道木更津末吉線を南東へ進み同市市道八一一七号線との接点に至り、同所から県道木更津末吉線を南東へ進み同市市道七八六八号線との接点に至り、同所から同市市道七八六八号線を南へ進み君津市市道根本・長石線との接点に至り、同所から同市市道根本・長石線を南東へ進み県道君津平川線との接点に至り、同所から県道君津平川線を西へ進み県道君津鴨川線との接点に至り、同所から県道君津鴨川線を北へ進み起点に至る線で囲まれた区域